



第3章 情報化を通じた活動支援



1. 情報化の一層の推進

(1) 電子出願の一層の拡充

特許庁では、世界に先駆け1984年よりペーパーレス計画を推進し、1990年12月から特許、実用新案に係る電子出願の受付を開始した。2003年度末までに約29,000人の出願人・代理人がパソコン電子出願ソフトを用いた出願を行っており、2003年における特許・実用新案の電子出願率は97%にも達している。また、意匠、商標の出願手続、査定系審判手続及びPCTの国内段階移行後の手続についても、特許庁は2000年1月に電子出願の受付を開始した。2003年に意匠出願は91%、商標は83%、査定系審判は98%、PCT国内手続は99%の高い電子化率を達成している。また、2004年4月にはPCT国際出願の国際段階の手続に関する電子受付が開始されたところである。

現在はISDN回線を利用して行われている電子出願であるが、今後はインターネットを利用した電子出願の受付を、2005年度末までに実現する予定である。インターネットを利用した電子出願では、現在整備されつつある政府認証基盤(GPKI)を本人確認や改竄防止のために利用する。また財務省において開発された国庫金の電子納付を可能とする歳入金電子納付システムを利用することにより電子納付も可能とする予定である。

(2) 出願フォーマットの国際標準化による更なる情報化への対応

電子出願で受け付けた電子データは、出願事務処理の総合機械化、審査・審判事務処理の総合機械化を通じた特許庁内業務全般の効率化、審査期間の短縮化等に寄与するとともに、DVD-ROM・CD-ROM公報発行、産業財産権情報提供サービス、諸外国とのデータ交換、検索システム等、特許庁外部に対する情報発信に活用されている。

また、特許出願等の電子化に関する国際標準については、WIPOにおいて、PCT国際出願の国際段階の書類を電子化し、国際事務局、受理官庁等の間で行われている文書交換を効率的に行うべく、PCT国際技術標準の策定が進められてきた。

この技術標準の発効に伴い、特許庁は2003年7月に、国内の特許・実用新案の出願様式をPCT国際出願の様式に揃えるとともに、電子的なフォーマットの国際標準化(XML化¹)を実施した。これに伴い、2004年1月からは公開・登録公報のフォーマットをXML形式とするとともに、提供媒体もCD-ROMからDVD-ROMへと変更した。また、2004年7月からは特許・実用新案公報についても同様に発行する予定である。なお、2004年4月に開始されたPCT国際出願の国際段階手続の電子化も国際標準に沿った形で実施されている。

¹ XML(eXtensible Markup Language)は、インターネット上で電子文書を交換・配布するのに適したデータ記述言語。文書の要素毎にタグと呼ばれる記号を付加することによって、文書の検索・管理を容易にするものであり、また、このタグを自由に設定できるため、拡張性・柔軟性に優れている。

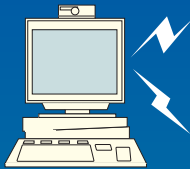
- 1 章
- 2 章
- 3 章
- 4 章

この結果、国際的な特許出願等に係る電子的フォーマットが統一されるため、諸外国との電子的なデータ交換が容易になることが期待される。また、産業財産権情報提供サービス、検索システム等においても、統一された電子的フォーマットの使用により、従来以上の効率的かつ統一的な電子情報の利用や流通が可能となる。

ペーパーレスシステムの歩み



総合資料データベースの電子閲覧開始



1月 CD-ROM公報の発行開始



新登録システムの稼働

パソコンによるオンライン出願開始

1月 ヨーロッパ特許庁と優先権書類の電子データによる交換を開始

3月 特許電子図書館の開設

1月 出願末端をパソコンへ一本化(専用端末の廃止)

7月 韓国特許庁と優先権書類の電子データによる交換を開始

1984
7月

ペーパーレス計画開始

1985
3月

特許文献検索システムの稼働 (Fターム)



1986
10月

1990
12月

特許・実用新案オンライン出願の受付開始

1993
7月

審査周辺(電子起案)・オンライン請求
オンライン閲覧開始



1996
10月

現金納付システムの稼働

1997
4月



1998
4月

1999

2000
1月

意匠、商標、PCT(国内段階手続)、
審判(査定系)のペーパーレス開始

2001

2003
7月

特許・実用新案の出願フォーマットの
国際標準化(XML化)